

省エネルギー・新エネルギー 支援施策について

2024年2月

北海道経済産業局

エネルギー対策課

エネルギーコスト上昇に対する省エネ支援パッケージ（経済対策）

1. 省エネ設備への更新支援

- 工場のボイラや工業炉、ビルの空調設備や業務用給湯器などを、省エネ型設備へと更新することを支援する「省エネ補助金」について、全類型において複数年の投資計画に切れ目なく対応する仕組みを適用し、今後の支援の予算規模について、今後3年間で7,000億円規模へと拡充。また、脱炭素につながる電化・燃料転換を促進する類型を新設し、中小企業のカーボンニュートラルも一気に促進。【2,325億円（国庫債務負担行為の総額）】
- 高効率の空調や照明、断熱材等の導入を一体で進めることで、既存の業務用建築物（オフィス、教育施設、商業施設、病院等）を効率的に省エネ改修する支援策（環境省事業）を新設。【339億円（国庫債務負担行為の総額）】

2. 省エネ診断

- 省エネの専門家が中小企業を訪ね、エネルギー使用の改善をアドバイスする「省エネ診断」を、中小企業が安価で受けられるよう支援。【21億円】

事業者向け

3. 経産省・国交省・環境省の3省連携による、住宅省エネ化支援【4,215億円※新築を含む】

- ヒートポンプ給湯機や家庭用燃料電池等の高効率給湯器の導入支援について、昼間の余剰再生エネ電気を活用できる機種等の支援額を上乗せ。また、寒冷地の高額な電気代の要因となっている蓄熱暖房機等を一新する措置を新設し、一体として進めていく。【580億円】
- さらに、設置スペース等の都合から、ヒートポンプ給湯機等の導入が難しい賃貸集合住宅向けに、小型の省エネ型給湯器（エコジョーズ）導入の支援策を新設。【185億円】
- これらの措置を、環境省の省エネ効果の高い断熱窓への改修支援【1,350億円】、国交省の住宅省エネ化支援【新築含め2,100億円】と合わせて、3省連携でのワンストップ対応で実施。

※「重点支援地方交付金」を追加し、全国各地の自治体によるエアコン・冷蔵庫等の省エネ家電買い換え支援や賃貸集合住宅向けの断熱窓への改修支援を促進。

家庭向け

1. (1) 省エネ設備への更新支援 (省エネ補助金)

【国庫債務負担行為要求額 2,325億円】
 ※令和5年度補正予算案額：1,160億円

- 工場・事業所の設備更新にあたっては、省エネ機器への更新により、エネルギーコスト高対応と、カーボンニュートラルに向けた対応を同時に進めていくことが重要。
- そのため、工場全体の省エネ (Ⅰ)、一部の製造プロセスの電化・燃料転換 (Ⅱ) 【新設】、リストから選択する機器への更新 (Ⅲ) の3つの類型で企業の投資を後押しし。

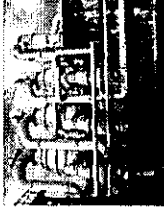
食品品製造業 A 社 (中小企業、海水を原料とした塩を製造)

- 従来、平釜を個別に熱して塩を製造していたところ、連結型の立釜に更新。
- 釜の排熱を、他の釜の熱源に再利用できるよう、事業所全体の設備・設計を見直し。3年で37.1%の省エネを実現予定。

【平釜】



【立釜】 ※複数の釜を連結して排熱再利用




(Ⅰ) 工場・事業場型
 ※旧 A B 類型

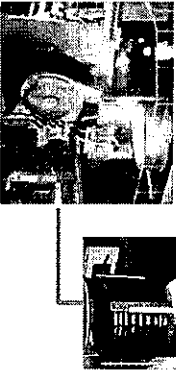
- 生産ラインの更新等、**工場・事業所全体で大幅な省エネ**を図る。
- 補助率：1/2 (中小) 1/3 (大)
 ※先進設備の場合、2/3 (中小), 1/2 (大)
- 補助上限額：15億円
 ※非化石転換の要件満たす場合、20億円

新設 (Ⅱ) 電化・脱炭素燃料転型

【キョウボラ式】※コークスを使用



【誘導加熱式】※電気を使用

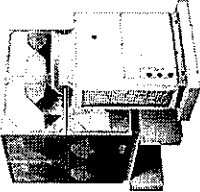


(Ⅱ) 電化や、より低炭素な燃料への転換を伴う機器への更新を補助

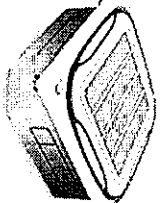
- 補助率：1/2
- 補助上限額：3億円
 ※電化のための機器の場合は5億円

(Ⅲ) 設備単位型
 ※旧 C 類型


【業務用給湯器】



【高効率空調】



【産業用モータ】



(Ⅲ) リストから選択する機器への更新を補助

- 補助率：1/3
- 補助上限額：1億円

【参考】省エネ補助金の類型

事業区分

(I)

工場・事業場型

※従来のA類型（省進事業）とB類型（オートメーション型事業）

生産ラインの入れ替えや集約など、工場・事業場全体で大幅な省エネ化を図るものを補助

(II)

電化・脱炭素燃焼型

※R5補正で新設

主に中小企業の活用を念頭に、脱炭素につながる電化や燃料転換を伴う設備更新を補助

(III)

設備単位型

※従来のC類型（指定設備導入事業）

より中小企業が使いやすいよう、リストから選択する機器への更新を補助

事業概要

工場・事業場全体で、機械設計が伴う設備又は事業者の使用目的や用途に合わせて設計・製造する設備、先進型設備等の導入を支援。

化石燃料から電気への転換や、より低炭素な燃料への転換等、電化や脱炭素目的の燃料転換を伴う設備等の導入を支援。

対象設備は（Ⅲ）設備単位型で指定される下記設備のみ。
①産業用ヒートポンプ ②業務用ヒートポンプ ③低炭素工業炉 ④高効率コーティング機 ⑤高性能ボイラ

予め定められたエネルギー消費効率等の基準を満たし、補助対象設備として登録及び公表した指定設備を導入。

省エネ効果の要件

- ①省エネ率 + 非化石割合増加率：10%以上
 - ②省エネ量 + 非化石使用量：700k以上
 - ③エネルギー消費原単位改善率：7%以上
- 先進要件
- ①省エネ率 + 非化石割合増加率：30%以上
 - ②省エネ量 + 非化石使用量：1,000k以上
 - ③エネルギー消費原単位改善率：15%以上

電化・脱炭素目的の燃料転換を伴うこと。
（ヒートポンプで対応できる低温域は電化のみ）

予め定められたエネルギー消費効率等の基準を満たす設備を導入すること。

補助対象経費

- 設備費
- 設計費
- 工事費

設備費
（電化の場合
は付帯設備も対象）

設備費

補助率

中小企業等

1 / 2 以内
（先進型設備等を導入し、先進要件のいずれかが満たす場合、
2 / 3 以内）

大企業その他

1 / 3 以内
（先進型設備等を導入し、先進要件のいずれかが満たす場合、
1 / 2 以内）

1 / 2 以内

1 / 3 以内

補助金限度額

【上限】15億円/年度
（非化石転換は20億円/年度）
【下限】100万円/年度

※複数年度事業の上限額は20億円（非化石転換は30億円）
※連携事業や、先進要件を満たす複数年度事業の上限額は30億円（非化石転換は40億円）

【上限】3億円
（電化の場合5億円）
【下限】30万円

【上限】1億円
【下限】30万円

上記に加え、「(IV) エネルギー需要最適化型」があり、各型との組合せ、又は、単体での使用が可能

→ いずれの類型も、複数年の投資計画に対応³

1. (2) 業務用建築物の脱炭素改修加速化事業 (環境・経産・国交連携事業)

【国庫債務負担行為要求額 339億円】
※令和5年度補正予算案額：111億円



既存業務用施設の脱炭素化を早期に実現するため、外皮の高断熱化及び高効率空調機器等の導入を支援します。

1. 事業目的

- ・ 建築物分野において、2050年の目指す姿（ストック平均でZEB基準の水準の省エネルギー性能^{※1}の確保）を達成するためには、CO2削減ポテンシャルが大きい既存建築物への対策が不可欠。
- ・ 外皮の高断熱化と高効率空調機器等の導入加速を支援することにより、価格低減による産業競争力強化・経済成長と、商業施設や教育施設などを含む建築物からの温室効果ガスの排出削減を共に実現し、更に健康性、快適性など、くらしの質の向上を図る。

2. 事業内容

① 業務用建築物の脱炭素改修加速化支援事業

既存建築物の外皮の高断熱化及び高効率空調機器等の導入を促進するため、設備補助を行う。

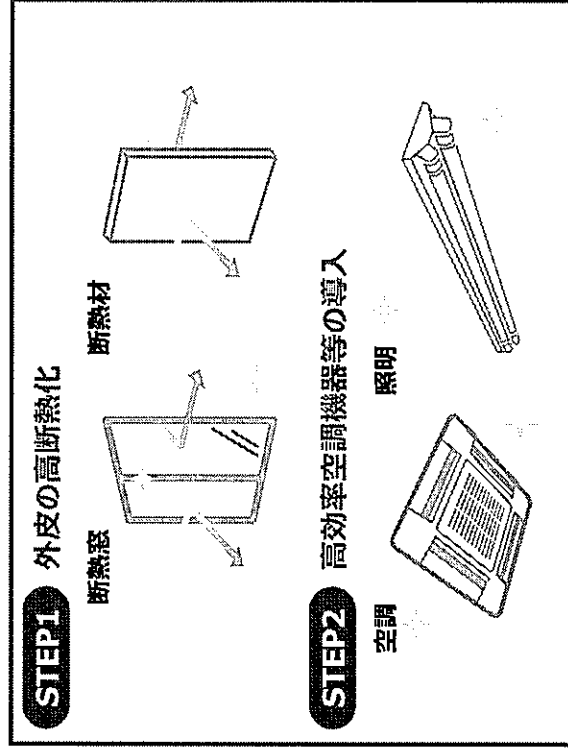
- 主な要件：改修後の外皮性能BPIが1.0以下となっておりこと及び一次エネルギー消費量が省エネルギー基準から用途に応じて30%又は40%程度以上^{※2}削減されること（ホテル・病院・百貨店・飲食店等：30%、事務所・学校等：40%）、BEMSによるエネルギー管理を行うこと 等
- 主な対象設備：断熱窓、断熱材、高効率空調機器、高効率照明 等
（設備によりトップランナー制度目標水準値を超えるもの等、一定の基準を満たすものを対象とする。）
- 補助額：改修内容に応じて定額又は補助率1/2～1/3相当 等

② 業務用建築物の脱炭素改修加速化支援に係るデータ管理・分析等の支援業務
本補助事業により改修した建築物に関するデータの管理・分析等を行う。

3. 事業スキーム

- 事業形態 ① 間接補助事業 ② 委託事業
- 委託先及び補助対象 地方公共団体、民間事業者・団体等
- 実施期間 令和5年度

4. 補助事業のイメージ



省エネルギー基準から、用途に応じて30%又は40%程度以上削減

※1 ZEB基準の水準の省エネルギー性能：一次エネルギー消費量が省エネルギー基準から、用途に応じて30%又は40%程度削減されている状態。

※2 改修前のBPIが1.0以下の建築物は用途に応じ40%又は50%以上

2. 省エネ診断

〔令和5年度補正予算案額：21(億円)〕

- 「具体的に何をやればよいか分からない」との中小企業の声も多いため、**専門家による省エネ診断への支援を強化**（来年度は**今年度比倍増**の案件数を見込む）
- 省エネの専門家が中小企業を訪ね、エネルギー使用の改善をアドバイス。省エネ診断を受けた場合は、**省エネ補助金の加算措置を行っており、診断から設備支援まで、一体とした支援を実施。**

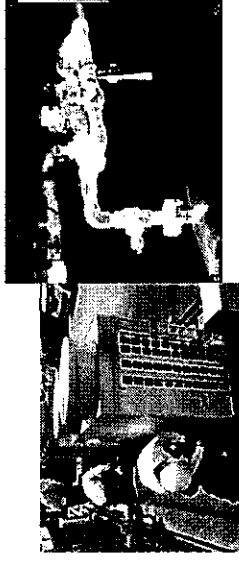
①事前アンケート・面談

- 診断員が、工場のエネルギー管理者と面談。
- 工場の設備の仕様や、普段の設備の使い方を確認し、ウォークスルーでの重点確認ポイントをすり合わせる。



②ウォークスルー

- 工場内をまわり、エネルギーの使い方を確認。
- 熱エネルギーの活用状況確認にあたっては、赤外線画像等も用いて、うまく活用できていない熱エネルギーの所在を確認。



③アフターフォロー

- ウォークスルー後、再度面談で、その場でできる省エネのアドバイスを**実施**。
*4割の企業で、費用のかからない運用改善の提案を実施できている。
- 後日、診断員が、工場でできる省エネの余地をまとめた資料を作成し、中小企業に提案・説明を実施。

■ 省エネ診断を実施している民間企業の例

東京電力エナジーパートナー(株)、北陸電力(株)、西部瓦斯(株)、静岡ガス・エンジニアリング(株)、ダイキン工業(株)、パナソニック(株)、三浦工業(株)（令和4年度実績）
（電力会社・ガス会社や、照明・ボイラ・空調メーカー等の民間企業も診断機関として登録可能）

省エネ補助金の加算措置

3. 3省連携による住宅省エネ化支援

【令和5年度補正予算案額：4,215億円※新築を含む】

- 家庭で最大のエネルギー消費源である給湯器の高効率化や、省エネ効果の高い住宅の断熱窓への改修に経産省・環境省事業で手厚く支援。国交省の住宅省エネ化支援と併せて、共通のホームペーজからの申請を可能とするなど、3省連携でワンストップ対応を行う。

概要

【3省連携予算案額：4,215億円※新築を含む】

リフォーム工事内容	補助額	所管行政庁 予算	
①省エネ改修	性能が高い断熱窓の設置	工事内容に応じ上限200万円/戸 (補助率1/2相当等)	環境省 1,350億円
	給湯器の設置	主な補助額（機器・性能に応じて定額補助） (a) ヒートポンプ給湯機 10万円/台 (b) ハイブリッド給湯機 13万円/台 (c) 家庭用燃料電池 20万円/台	経済産業省 580億円
②①と併せて行う以下のリフォーム工事 ・住宅の子育て対応改修 ・バリアフリー改修 ・空気清浄機能/換気機能付きエアコン設置工事等	既存賃貸集合住宅における エコジョーズ等取替	エコジョーズ/エコフィール (a) 追焚機能無し 5万円/台 (b) 追焚機能有り 7万円/台	経済産業省 185億円
	窓や扉・建物の壁・床などの断熱改修 ・工口住宅設備（湯を節約する水栓、湯の熱を逃がさない浴槽など）の設置	i) 子育て世帯又は若者夫婦世帯の場合 ・既存住宅の購入を伴う場合は最大60万円/戸 ・長期優良リフォームの場合は最大45万円/戸 ・上記以外のリフォームを行う場合は最大30万円/戸 ii) その他の世帯の場合 ・長期優良リフォームの場合は最大30万円/戸 ・上記以外のリフォームを行う場合は最大20万円/戸	国土交通省 2,100億円 (新築含む)

3. (1) 高効率給湯器の導入支援

【令和5年度補正予算案額：580億円】

- 給湯器は、家庭のエネルギー消費量の約3割を占め最大のエネルギー消費源。このため、給湯器の高効率化はエネルギーコスト上昇への対策として有効。
- 加えて、昨今、①再エネ拡大に伴う出力制御対策や②寒冷地において高額な光熱費の要因となっている設備を一新する必要性が高まっているため、これらに資する対策を重点的に措置する。

	ヒートポンプ給湯機 (エコキュート)	家庭用燃料電池 (エネファーム)	ハイブリッド給湯機
エネルギー源	電気	ガス	電気・ガス
特徴	圧縮すると温度上昇し膨張すると温度が下がる、 <u>気体の性質を利用して熱を移動させるヒートポンプの原理を用いてお湯を沸かし、タンクに蓄えるもの。</u>	都市ガスやLPガス等から作った水素と空気中の酸素の化学反応により発電するとともに、 <u>発電の際の排熱を利用してお湯を沸かし、タンクに蓄えるもの。</u>	<u>ヒートポンプ給湯機とガス給湯器を組み合わせてお湯を作り、タンクに蓄えるもの。二つの熱源を用いることで、より高効率な給湯が可能。</u>
価格 (機器 + 工事費)	55万円程度	130万円程度	65万円程度
主な補助額	10万円 ※昼間の余剰再エネ電気を活用できる機器	20万円 ※レジエンス機能を強化した機器	13万円 ※昼間の余剰再エネ電気を活用できる機器
商品イメージ	 出所) 三菱電機	 出所) アイシン	 出所) リンナイ
追加措置	蓄熱暖房機*1、電気温水器を撤去する場合		
	+10万円 (蓄熱暖房機) + 5万円 (電気温水器)		

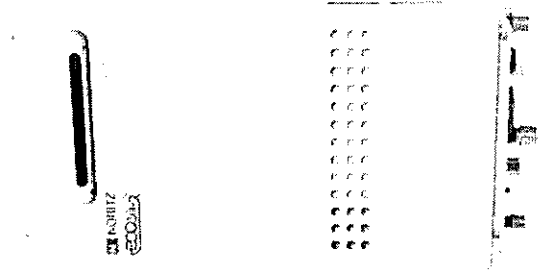
*1:蓄熱レンガを電気で温め、放熱することで部屋を暖める器具。

3. (2) 賃貸集合住宅の省エネ化支援

〔令和5年度補正予算案額：185(億円)〕

- 既存賃貸集合住宅は、①住戸面積が小さいためにヒートポンプ給湯器等の導入が困難であり、②機器導入コストを負担するオーナーは光熱費負担者でないことが多いことから、給湯分野における省エネが進みにくく、高効率給湯器支援が行き届きにくい領域。
- そのため、賃貸集合住宅に限り、潜熱回収型給湯器（エコジョーズ ※省エネ型の給湯器）の導入を促進する支援を創設するとともに、業界団体やメーカーと連携して、省エネ型の住宅が選ばれやすい環境整備を進める。

	潜熱回収型給湯器（エコジョーズ等）
エネルギー源	都市ガス/LP/石油
特徴	<p><u>従来型のガス給湯器では捨てられていた排気ガスの熱を再利用</u>することで、より少ないガスの燃焼でお湯を沸き上げるもの。</p> <p>※：エコジョーズのほか、石油をエネルギーとする潜熱回収型石油給湯機(エコフィール)も対象とする</p>
価格 (機器+工事費)	20～35万円程度
補助額	<p>追い焚き機能なし：5万円/台</p> <p>追い焚き機能あり：7万円/台</p>



出所) ノーリツ

3. (3) 断熱窓への改修促進等による住宅の省エネ・省CO2加速化支援事業

【令和5年度補正予算案額】
1,350億円

(環境・経産・国交連携事業)



くらし関連分野のGXを加速させるため、断熱窓への改修による即効性の高いリフォームを推進します。

1. 事業目的

- ・ 既存住宅の早期の省エネ化により、エネルギー費用負担の軽減、健康で快適なくらしの実現、2030年度の家庭部門からのCO₂排出量約7割削減(2013年度比)に貢献し、くらし関連分野のGXを加速させる。
- ・ 先進的な断熱窓の導入加速により、価格低減による産業競争力強化・経済成長と温室効果ガスの排出削減を共に実現。
- ・ 2050年ストック平均でZEH基準の水準の省エネルギー性能の確保に貢献。

2. 事業内容

① 既存住宅における断熱窓への改修を促進し、くらし関連分野のGXを加速させるため、以下の補助を行う。

既存住宅における断熱窓への改修

補助額：工事内容に応じて定額(補助率1/2相当等)

対象：窓(ガラス・サッシ)の断熱改修工事

(熱貫流率(Uw値)1.9以下等、建材トップランナー制度2030年目標水準値を超えるもの等、一定の基準を満たすもの)

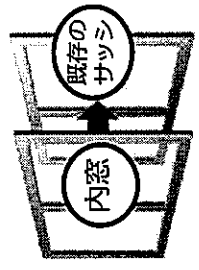
② 本補助事業の運営に必要な、データ管理・分析等の支援を行う。

3. 事業スキーム

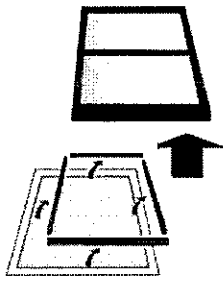
- 事業形態 ① 間接補助事業 ② 委託事業
- 補助対象・委託先 ① 住宅の所有者等 ② 民間事業者・団体
- 実施期間 令和5年度

4. 補助事業対象の例

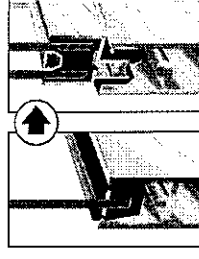
内窓設置



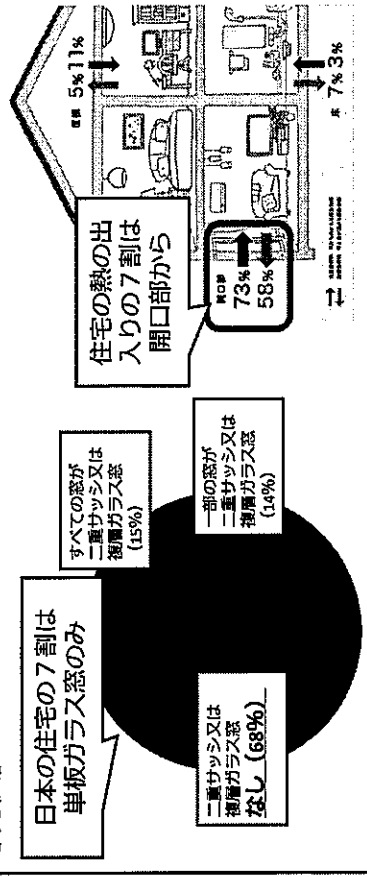
外窓交換



ガラス交換



【現状】



出典：H30住宅・土地統計調査

参照：(一社)日本建材・住宅設備産業協会エネルギー建材普及促進センター「省エネ建材で、快適な家、健康な家」

3. (4)質の高い住宅ストック形成に関する省エネ住宅への支援（仮称）

【令和5年度補正予算案額：2,100億円※新築を含む】

1 制度の目的

エネルギー価格などの物価高騰の影響を受けやすい子育て世帯・若者夫婦世帯※による高い省エネ性能を有する新築住宅の取得や、住宅の省エネ改修等に対して支援することにより、子育て世帯・若者夫婦世帯等による省エネ投資の下支えを行い、2050年カーボンニュートラルの実現を図る。

2 補助対象

高い省エネ性能を有する住宅の新築、一定のリフォームが対象（事業者が申請）

※経済対策閣議決定日（令和5年11月2日）以降に、新築は基礎工事より後の工程の工事に、リフォームはリフォーム工事に着手したものに限り（交付申請までに事業者登録が必要）。

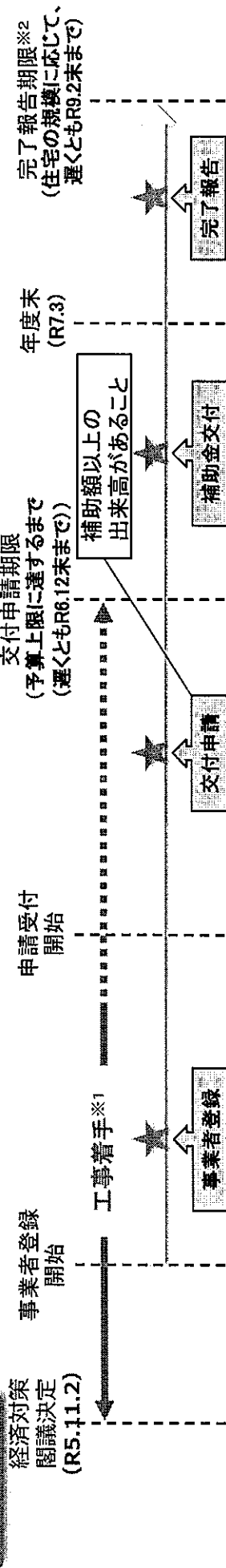
子育て世帯・若者夫婦世帯による住宅の新築

対象住宅	補助額
①長期優良住宅 ②ZEH住宅 (強化外皮基準かつ再エネを除く一次エネルギー消費量▲20%に適合するもの) ※対象となる住宅の延べ面積は、50㎡以上240㎡以下とする。 ※土砂災害特別警戒区域又は災害危険区域(急傾斜地崩壊危険区域又は地すべり防止区域と重複する区域)に立地している住宅は原則除外とする。 ※「立地適正化計画区域内の居住誘導区域外かつ」災害リスクゾーン(災害危険区域、地すべり防止区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域又は浸水被害防止区域)内で建設されたもののうち、3戸以上の開発又は1戸若しくは2戸で規模1000㎡超の開発によるもので、都市再生特別措置法に基づき立地を適正なものとするために行われた市町村長の勧告に反した旨の公表に係る住宅は原則除外とする。	①100万円/戸 ②80万円/戸 ただし、以下の①か②に該当する区域に立地している住宅は原則半額 ① 市街化調整区域 ② 土砂災害警戒区域又は浸水想定区域(洪水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域)における浸水想定高さ3m以上の区域に限る)

住宅のリフォーム*1

対象工事	補助額
①住宅の省エネ改修 ②住宅の子育て対応改修、バリアフリー改修、空気清浄機能・換気機能付きエアコン設置工事等 (①の工事を行った場合に限る。)*2	リフォーム工事内容に応じて定める額※ ・子育て世帯・若者夫婦世帯:上限30万円/戸 ・その他の世帯:上限20万円/戸 ※子育て世帯・若者夫婦世帯が既存住宅購入を伴う場合は、上限60万円/戸 ※長期優良リフォームを行う場合は、 ・子育て世帯・若者夫婦世帯:上限45万円/戸 ・その他の世帯:上限30万円/戸

3 手続き



※1 新築は基礎工事より後の工程の工事への着手、リフォームはリフォーム工事への着手 ※2 完了報告期限までに省エネ住宅の新築工事全体が完了していない場合は、補助金返還の対象

*1 断熱窓への改修促進等による住宅の省エネ・省CO2加速化支援事業(環境省)、「高効率給湯器の導入を促進する家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金」(経済産業省)及び「既存賃貸集合住宅の省エネ化支援事業」(経済産業省)(*2)において「3省連携事業」という。)とのワンストップ対応を実施

*2 3省連携事業により住宅の省エネ改修を行う場合は、①の工事を行ったものとして②の工事のみでも補助対象とする

関連HP

★支援策については、各省にお問い合わせください。

- 新たな住宅省エネ化支援に関するお知らせ

<https://www.meti.go.jp/press/2023/11/20231110004/20231110004.html> (経済産業省)

https://www.env.go.jp/press/press_02387.html (環境省)

https://www.mlit.go.jp/report/press/house04_hh_001202.html (国土交通省)

- 冬季の省エネ・節電メニュー、リリース

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/media/index.html#2 (経済産業省)

各支援策の公募情報については、今後省エネポータルサイトに順次掲載していきます。

【省エネポータルサイト】

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/support/

需要家主導型太陽光発電及び再生可能エネルギー電源併設型蓄電池導入支援事業費補助金

国庫債務負担行為総額 **256億円** ※令和5年度補正予算額：160億円

資源エネルギー庁
省エネルギー・新エネルギー一部新エネルギー課

事業の内容

事業目的

2030年の長期エネルギー需給見通し等の実現に向け、再エネの拡大・自立化を進めていくことが不可欠であるところ、需要家主導による新たな太陽光発電の導入モデルの実現を通じて、再生可能エネルギーの自立的な導入拡大を促進する。

また、全体の電力需給バランスに応じた行動変容を促すことができるFIP認定発電設備への蓄電池導入の促進を通じて、ピークシフトを促す。

事業概要

(1) 需要家主導型太陽光発電導入支援

再エネ利用を希望する需要家が、発電事業者や需要家自ら太陽光発電設備を設置し、FIT/FIP制度・自己託送によらず、再エネを長期的に利用する契約を締結する場合等の、太陽光発電設備等の導入を支援する。

(2) 再エネ電源併設型蓄電池導入支援

FIPの認定を受ける案件であること等を条件に、一定の容量・価格の上限のもと、蓄電池の導入を支援する。

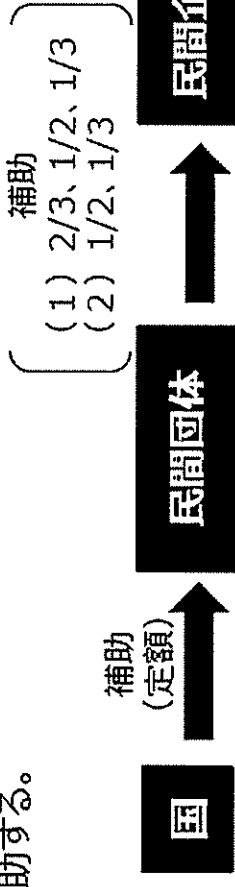
【需要家主導型太陽光発電導入支援における主な事業要件例】

- ・一定規模以上の新規設置案件※であること
※同一の者が主体の場合、複数地点での案件の合計も可
- ・FIT/FIPを活用しない、自己託送ではないこと
- ・需要家単独又は需要家と発電事業者と連携※した電源投資であること

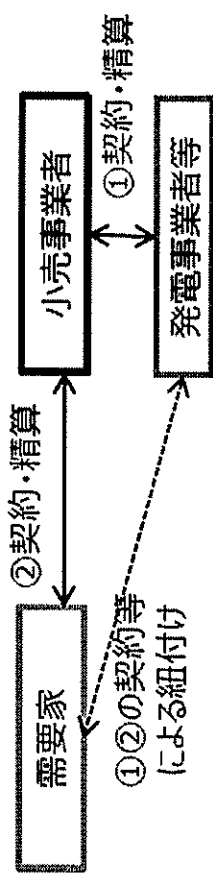
- ※一定期間（8年）以上の受電契約等の要件を設定。
- ・廃棄費用の確保や周辺地域への配慮等、FIT/FIP制度同等以上の事業規律の確保に必要な取組を行うこと 等

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

民間事業者等が太陽光発電設備及び再生可能エネルギー併設型の蓄電池を導入するための、機器購入等の費用について補助する。



【需要家主導型太陽光発電導入支援の対象事業スキームイメージ】



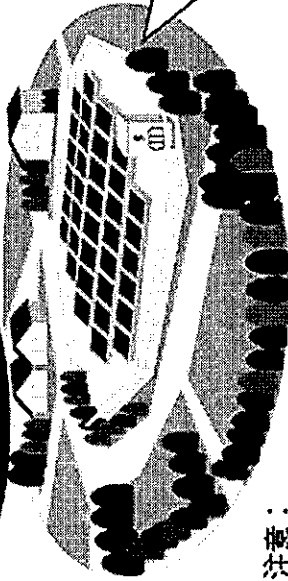
成果目標

2030年の長期エネルギー需給見通しの実現に寄与する。

発電事業者（設備の所有者） ※補助対象事業者

■設置場所イメージ

合計2MW以上
(単価上限有)



注意：
自家消費に関する設備は補助対象外です。

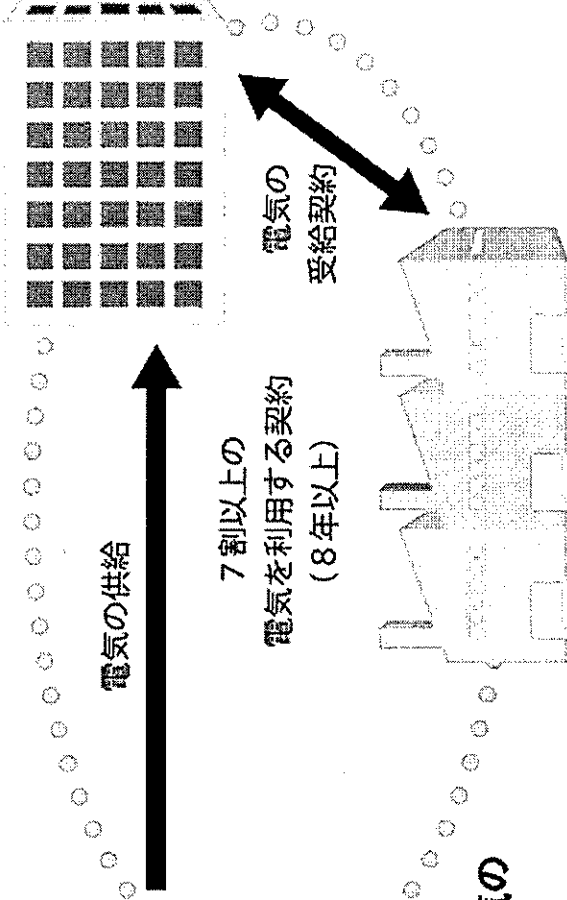
- ・需要家や自治体の遊休地
- ・他社の工場・倉庫屋根

※需要地、居宅又は集合住宅の屋根への設置は対象外
※今回から発電設備に併設する蓄電池についても補助対象

複数地点での合計の場合、
1地点につき30kW以上かつ、
複数の平均が50kW以上



小売電気事業者



需要家

※主に製造業等の大規模需要家を想定

① 再エネの利用を希望する需要家が、発電事業者と長期間の電気の利用契約等を締結^{※1}

② 発電事業者は①の契約に基づき、太陽光発電設備の設置を行い、電気を供給

③ 太陽光発電設備及び蓄電池の設置費用を補助^{※2}

※1 実際の契約は小売電気事業者を介するものとなる。

※2 対象設備はFIT/FIP制度及び自己託送を活用しないものに限る。
また蓄電池は電力供給時の電力供給等の要件がある。

補助対象経費

設計費 設備導入に必要な設備等の設計に要する経費

設備購入費 太陽電池モジュール、蓄電池、パワーコンディショナ、モニターシステム（電力測定及び測定値の表示を行うためのシステム）、
架台、接続箱、受配電設備、遠隔監視・制御装置、その他の付属機器

土地造成費 設備設置に必要な土地造成費 ※土地の取得・賃貸借に係る費用等は対象外

工事費 設備基礎、設備の据付、電気配管及び柵塀（柵塀の購入費を含む）に係る工事費

接続費 送配電事業者の有する系統への電源線、遮断機、計量器、系統設備に対する工事費負担金

民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業 (一部 総務省・農林水産省・経済産業省 連携事業)



環境省



[令和5年度補正予算(案) 8,211百万円]

民間企業等による自家消費型・地産地消型の再エネ導入を促進し、再エネ主力化とレジリエンス強化を図ります。

1. 事業目的

- ・ オンサイトPPA等による自家消費型の太陽光発電設備や蓄電池の導入・価格低減を進め、ストレージバリエティの達成を目指す。
- ・ 新たな手法による再エネ導入・価格低減により、地域の再エネポテンシャルの有効活用を図る。
- ・ デマンド・サイド・フレキシビリティ(需要側需給調整力)の確保により、変動性再エネに対する柔軟性を確保する。

2. 事業内容

- (1) ストレージバリエティ達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業
- (2) 新たな手法による再エネ導入・価格低減促進事業
- (3) 再エネ主力化に向けた需要側の運転制御設備等導入促進事業
- (4) 離島等における再エネ主力化に向けた設備導入等支援事業
- (5) 平時の省CO2と災害時避難施設を両立する新手法による建物間融通モデル創出事業
- (6) データセンターのゼロエミッション化・レジリエンス強化促進事業

* ストレージバリエティとは太陽光発電設備の導入に際して、蓄電池を導入しないよりも蓄電池を導入した方が経済的メリットがある状態のこと

* EV・PHVについては(1)(2)(3)(4)(5)のメニューにおいて、通信・制御機器、充放電設備又は充電設備とセットで外部給電可能なEV・PHVに従来車から買換えする場合に限り、蓄電容量の1/2(電気事業法上の容量は2/3)×4万円/kWh補助する。(上限あり)

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業
- 補助対象 民間事業者・団体等
- 実施期間 令和5年度

4. 事業イメージ

- (1) ストレージバリエティ達成に向けた太陽光発電設備等の導入
オンサイトPPAによる自家消費型太陽光・蓄電池導入



- (2) 新たな手法による再エネ導入



お問合せ先： 環境省地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室 電話：0570-028-341

地熱発電の資源量調査・理解促進事業 令和6年度概算要求額 128億円 (102億円)

事業の内容

事業目的

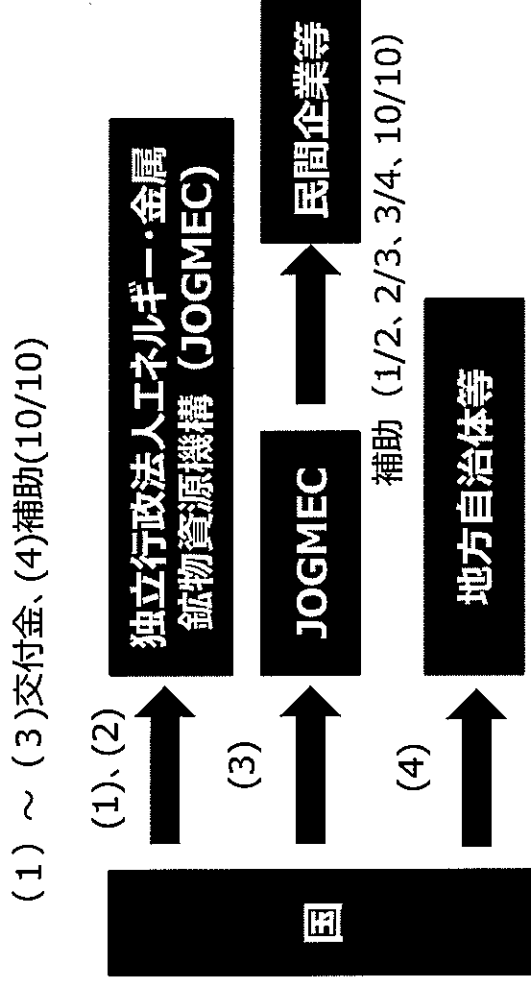
地熱発電は、自然条件によらず安定的な発電が可能なベースロード電源。一方、我が国は世界第3位の地熱資源量(2,347万kW)を有しているが、他の再生可能エネルギーに比べ地下構造の把握や資源探査に係る開発リスク・コストが高いといった課題があることから、地熱発電による発電量は国内全体の総発電量の1%にも満たない状況である。本事業では、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構（以下、「JOGMEC」）による先導的資源量調査や事業者が実施する初期調査等への支援等により、国産のエネルギー源である地熱資源の開発を促進することを目的とする。

事業概要

国内の事業者が行う地下構造の把握や資源調査に係るコスト等を軽減し、地熱開発を促進するために、以下の取組等を行う。

- (1) 地熱開発の新規有望地点開拓のため、国立公園などにおいて、JOGMEC自らが先導的資源量調査等を実施。
- (2) 海外の火山帯における地熱資源調査をJOGMEC単独もしくは本邦企業と共同調査を実施し、その知見を蓄積して、国内の地熱開発事業者に提供。
- (3) 地熱開発事業者が実施する地熱資源量の把握に向けた地表調査や掘削調査等に要する費用を補助。
- (4) 地熱開発に対する地域住民等の理解促進に向けた勉強会の開催に要する費用等を補助。

事業スキーム (対象者、対象行為、補助率等)



成果目標

平成24年度から令和9年度までの16年間の事業であり、短期的には、主に地質構造の把握によって地表調査から掘削調査に移行した件数と、調査段階から探査・開発段階に移行した件数を6割程度とすることを旨とする。

長期的には、主に2030年度エネルギーミックスの目標である導入量148万kWの達成を旨とする。

【参考】GX電源法の概要

背景・法律の概要

- ✓ ロシアのウクライナ侵略に起因する国際エネルギー市場の混乱や国内における電力需給ひっ迫等への対応に加え、グリーン・トランスフォーメーション(GX)が求められる中、脱炭素電源の利用促進を図りつつ、電気の安定供給を確保するための制度整備が必要。
- ✓ 本年2月10日(金)に閣議決定された「GX実現に向けた基本方針」に基づき、(1)地域と共生した再エネの最大限の導入促進、(2)安全確保を大前提とした原子力の活用に向け、所要の関連法を改正。

(1) 地域と共生した再エネの最大限の導入拡大支援 (電気事業法、再エネ特措法)

- ① 再エネ導入に資する系統整備のための環境整備 (電気事業法・再エネ特措法)
 - 電気の安定供給の確保の観点から特に重要な送電線の整備計画を、経済産業大臣が認定する制度を新設 [電気事業法第28条の49]
 - 認定を受けた整備計画のうち、再エネの利用の促進に資するものについては、従来の運転開始後に加え、工事に着手した段階から系統交付金(再エネ賦課金)を交付 [再エネ特措法第28条の2]
 - 電力広域的運営推進機関の業務に、認定を受けた整備計画に係る送電線の整備に向けた交付業務を追加 [電気事業法第28条の40]
- ② 既存再エネの最大限の活用のための追加投資促進 (再エネ特措法)
 - 太陽光発電設備に係る早期の追加投資(更新・増設)を促すため、地域共生や円滑な廃棄を前提に、追加投資部分に、既設部分と区別した新たな買取価格を適用する制度を新設 [第10条の2]
- ③ 地域と共生した再エネ導入のための事業規律強化 (再エネ特措法)
 - 関係法令等の違反事業者に、FIT/FIPの国民負担による支援を一時留保する措置を導入 [第15条の6]
 - 違反が解消された場合は、相当額の取り戻しを認めることで、事業者の早期改善を促進する一方、違反が解消されなかった場合は、FIT/FIPの国民負担による支援額の返還命令を新たに措置 [第15条の9、第15条の11]
 - 認定要件として、事業内容を周辺地域に対して事前周知することを追加 (事業譲渡にも適用) [第9条、第10条]
 - 委託先事業者に対する監督義務を課し、委託先を含め関係法令遵守等を徹底 [第10条の3]

※1 災害の危険性に直接影響を及ぼしうるような土地開発に関わる許認可(林地開発許可等)については、認定申請前の取得を求める等の対応も命令で措置。

(2) 安全確保を大前提とした原子力の活用/廃炉の推進 (原子力基本法、炉規法、電気事業法、再処理工法)

- ① 原子力発電の利用に係る原則の明確化 (原子力基本法)
 - 安全を最優先とすること、原子力利用の価値を明確化 (安定供給、GXへの貢献等) [第2条、第2条の2]
 - 国・事業者の責務の明確化 (廃炉・最終処分等のバックエンドのプロセス加速化、自主的安全性向上・防災対策等) [第2条の2、第2条の4]
 - 高年化した原子炉に対する規制の厳格化 (炉規法)
- ② 原子力事業者に対して、①運転開始から30年を超えて運転しようとする場合、10年以内毎に、設備の劣化に関する技術的評価を行うこと、②その結果に基づき長期施設管理計画を作成し、原子力規制委員会の認可を受けることを新たに法律で義務付け [第43条の3の32]
- ③ 原子力発電の運転期間に関する規律の整備 (電気事業法)
 - 運転期間は40年とし、i)安定供給確保、ii)GXへの貢献、iii)自主的安全性向上や防災対策の不断の改善 について経済産業大臣の認可を受けた場合に限り延長を認める [第27条の29の2]
 - 延長期間は20年を基礎として、原子力事業者が予見し難い事由(安全規制に係る制度・運用の変更、仮処分命令等)による停止期間(a)を考慮した期間に限定する ※原子力規制委員会による安全性確認が前提 [第27条の29の2]
- ④ 円滑かつ着実な廃炉の推進 (再処理工法)
 - 今後の廃炉の本格化に対応するため、使用済燃料再処理機構(NuRO※)に
 - i)全国の廃炉の総合的調整、ii)研究開発や設備調達等の共同実施、
 - iii)廃炉に必要な資金管理等の業務を追加 [第49条]
 - 原子力事業者に対して、NuROへの廃炉拠出金の拠出を義務付ける [第11条]

※2 炉規法については、平成29年改正により追加された同法第78条第25号の2の規定について同改正において併せて手当する必要がある所定の整備を行う。

※3 再処理工法については、法律名を「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律」から「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律」に改める。

